

3. どのような対応・支援を不十分／不適切と感じたか

インタビュー協力者の語りには前記のように、適切だった支援が挙がりましたが、一方で不十分あるいは不適切だったとみられる対応や支援、二次被害についての発言もありました。不適切だと感じる点は個別性の高い面がありますが、被害者の立場に立った場合どのような対応、支援が求められるかを検討するヒントにしたいと思います。

【警察での不適切な対応】

✓ 女性警察官の不在

被害後に事情聴取のため警察署に行ったところ、男性警察官しかいないと言われた方はつぎのように述べています。性被害にあった女性への対応として、女性警察官の適切な配置を保つことが望まれます。

「やっぱり警察、行ったときに、男の人しかいないっていうのが、女の人が少なかったっていうのが、結構しんどくて、行きづらいっていうのがあって、何回か呼ばれたときにも、行きたくないって言ったりしました。」 「（事情聴取の）場所のことより、女の刑事さんが多いほうがいくなって。詳しい話とかする部分とかあったんですけど、そのときとか（男性警察官には）話しにくいなと思ったりはありました。」（S1）

✓ 事情聴取・実況見分での不適切さ：長時間にわたる負担感、被害者の心情の理解不足

事情聴取では被害者の負担を考える必要があります。長時間になったり、正確さを期すためもあると思いますが、被害状況を何度も尋ねられることで負担感は増します。被害者の負担感に配慮することを最優先にしたいところです。また、関係者に事情を聞く場合も、被害者に事前に十分に説明し了解を得ておくことが求められます。

「また同じ話を何回も何回もしなきゃっていうのも嫌になっちゃって。」 「「じゃあ、もう一回」「もう一回」みたいな感じになるんで。そんなに思い出したくないのになって。」 「友だちとかに連絡してもらって、お酒飲んだときにどういう状態になるかとかのを確認されるのが嫌になっちゃって、「もう嫌だ」って言って、パニック状態というか、大暴れしてっていう感じです。」（S1）

実況見分での警察官の対応について、不適切だったと考えられる指摘もありました。

「男性の警察官の人が、（下着の）模様とかを大きい声でというか、多分何か書いたりするためだと思うんですけど、何色でどういう柄でとか言って、えっ、誰にも見られないようにしてくれるって言ったのに、そんな大きい声でしゃべって、しかも見えてるし、恥ずかしいなっていうのがありました。」（S3）

✓ 不起訴になる可能性について説明不足

事件によっては、立証が困難なため起訴を見送ると判断される場合があります。そのような場合、被害者に対して丁寧な説明が必要です。この被害者の方は、自分の被害について勇気を出して警察に相談に行ったものの、警察官の一方的な対応に不信感や絶望感をもつに至ります。

「相談したときには、私が一通り話をして、その後に、どんなに立証が難しいかとか、不起訴になることがほとんどだとか、どんなにつらい、今もつらいだろうけど、これ以上もっと精神的にも負担がものすごくなるし、それを長期間続けることになるし、途中で、どんなにつらくても、すごいつらいからやめますって途中でやめることもできないから、それでもやりますかっていうような、なんか、なんていうんだろう、被害届出さないでほしいみたいな感じに言ってるように私は捉えてしまって。」「そんな感じに、向こうはどういうつもりで、本当にそのぐらいつらいから覚悟してくださいっていう意味で言ったのかも分かんないですけど、私は、そのときはもう絶望感でいっぱいでした。」(S5)

また、この方は被害届を出すにあたって、警察官から一方的に出せないと言われ、絶望感、理不尽さを感じたと表現しています。

「(加害者の)大体の住所とか勤めてる所とか年齢とか全部分かったんですけど、その(対応した)男性の警察官は、たぶん、私のその事件のことについて目を通してないみたいで、どこの誰かもまだ分かってないのに、そんな被害届なんか出せないとか、なんかもうすごいガーツて言ってきたので。そんな、警察官の考えてそんな変わってしまうんだっていう絶望感というか理不尽さといったものをすごい感じました。」(S5)

✓ 捜査段階で使われる言葉の不適切さ

「強姦」(当時)など被害当事者からみるとストレートすぎる言葉が使われているといった指摘がありました。たとえば、法律上の用語だと前置きしたうえで聴取するなど、女性被害者の心情への配慮が必要です。

「調書取るときとかもそうだと思うんですけど、やっぱり警察とかだと、普通だとかこういう言い方しないよねっていう言い方も(していました)。あえてというか、ちょっとストレートなというか、最近も強姦というのが違う名前になりましたけれど、言葉がストレート過ぎたりとか…」(S4)

【検察での不適切な対応】

✓ 示談についての説明不足

この方の事件は証拠不十分で不起訴となりましたが、検事から示談を勧められたように感じ、不快な思いをしています。

「頑張って、結構時間かかってたんで、(不起訴と聞いたときは)「時間かけてこれか」っていうショックはすごくありました。」「(検事から)・・・なんか「示談も刑の1つだよ」って言われて・・・ お金が欲しいからっていうわけじゃないんで・・・(いやだった)。」(S1)

✓ 公判の「被害者への配慮」についての説明不足

公判で自分の氏名や住所を伏せることができ、モニターによる証言も可能だと思って、証言しようと覚悟を決めていたところ、検事からそれは裁判官が決めるので分からないと言われ困惑した方がいます。近年、検察は被害者のための配慮を推進していますが、地域によって差があり説明の仕方など徹底され

ていない面があるかもしれません。被害者の権利を守るという観点からも丁寧な説明が求められます。

「裁判のときに証言するのも、その冊子には、名前とか住所とかは伏せれるみたいな、そういうのもありますって書いてあったり、別の部屋でモニターで証言することもできるって書いてあったんですけど、その検察で言われたのを、それを受けられるものだとずっと思ってたんです。ずっと思ってた、検察まで3年半ぐらい頑張ったんですけど、そこで、名前を伏せられるか、伏せられないかは裁判官が決めるので、それは分かりません、それが使えない場合も考えて証言できるかを決めてくださいって言われたんです。」 「それでももう証言はしませんって話をしたんです。それをなんかもう、裁判官が決めるんだったら決めるでいいんですけど、それが決まってから証言するかどうかを決めさせてもらえたりとか…… そんな理不尽なことないわって、すごい思いました。」 (S5)

【医療機関における不適切な対応】

病院における性被害者（高校生）に対する残念な対応として、つぎのような指摘がありました。性被害にあった翌朝、警察から紹介された病院に行って検査を受けましたが、当直医と思われる男性医師の対応が不適切でした。付き添った母親はつぎのように述べています。被害者の年齢や被害直後の心理状況に配慮し、本人と保護者に対して、検査前に丁寧に説明し対応していくことが求められます。

「男性の当直医の先生の対応は、私にとっては最悪でした。まず、検査が、分かると思うんですけども、産婦人科の台に乗って、足を広げるじゃないですか。・・（中略） 事件直後の、まだ何も分からない子どもがああ台に乗ること自体が、すごく嫌がったということと、（検査後の洗浄処置を）していない・・」 (S2)

また、医療機関（精神科）にかかった方の発言としてつぎのようなものがありました。性被害にあった方の OD（薬の過剰摂取）の問題について、医師がもっと敏感に対処し、当事者とともに適切な投薬治療を考える必要があります。

「近くの病院でいい病院がないし、行っても意味ない感じがしてしまって。私、（薬を）もらっちゃうとすぐ OD とかしちゃうんで、なんか OD するために薬をもらってるみたいな感じになっちゃって。すごく悪影響しかないなって思って、薬も少しずつ減らしてもらって、今は行ってないです。」 (S5)

【被害者のニーズと社会資源のミスマッチ】

犯罪被害にあった方のための経済面・生活面の制度・施策は整ってきていますが、被害者の方のニーズと社会資源が合わない場合も多いようです。以下は、被害現場が自宅ですぐに引っ越す必要がありましたが、転居先として提示されたものは家族のニーズに合わず、自ら探すことになった方と、給付金の支給が受けられなかった方の声です。

「（転居先として）使えるものはいろいろ提示していただいたんですけど、なかなか一時的な避難場所というような取り扱いになっていたりすることが多かったんで、あんまり使えなかったなというところがありました。結局、自宅は自分の足でいろいろと調べて決めました。」 (S2)

「あそこ（被害者支援の冊子）に書いてある支援って、結構いろいろあるじゃないですか。でも、結局使える支援って本当になくて。私、被害者給付金の申請もしようかと思って、その冊子を見て、駄目もとで電話して聞いたんですけど、でもそのとき、今、変わって、被害を受けてから 3 年間ってなってるけど、そのときはまだ仕事をなんとか踏ん張って頑張ってた 1 年間で、仕事も失っていないし…（支給されなかった）」（S5）

【学校・家庭における不適切な対応】

中学生のときに学校のそばで痴漢被害にあった方は、すぐに学校の教員に報告しましたが、適切に対応されませんでした。その後も被害の影響が続き学業に影響が出て、親からの理解も得られませんでした。

今から 10 年ほど前の出来事です。現在は改善しているのでしょうか。教育現場において性被害にあった生徒への対応について手引き等を作成し、教員間で共通認識をもち対応できることが望まれます。

✓ 学校に報告した際の負担・失望感

「（報告したあと被害について、いろいろ）聞かれました。学校でも、学年主任の先生と担任の先生、両方とも女性の方なんですけど、昼休みに呼ばれて、話さなきゃいけなかったり…」 「担任の先生が女性の方だったんですけど、刃物を持ってたら怖いから抵抗しちゃ駄目ですよって言われたりとか、結構、私が悪いみたいな言われ方をしたので、それがすごい今も心に残ってると思います。」（S6）

✓ 教員や親の理解不足とその後の影響

「学校の先生からは、結構その被害にあった直後はいろいろ言われたし、成績が下がってから個別面談みたいなのがあったんですけど。そのときに、ああいうことがあったのはかわいそうだけどみたいな感じで、結構その後も引き合いに出されることが多くて、なんか事あるごとに。それが嫌だった。結構、親も、笑ってごまかしたじゃないけど、心配してくれなかったというのが自分の中でまだ大きいかなって思います。」（S6）

✓ 相談窓口の周知がされていない

上記の方は被害後の相談について、つぎのように語っています。中高生に対する相談窓口の設置と周知が望まれます。

「（被害の相談窓口について）学校では全然言われなし、窓口あるよって言われていたら確実に相談してると思うんですけど、言われなかったっていうか知らなかったし。それ、大学に入ってから知ったんです。」（S6）

【子どものときの性被害を訴えた場合：警察の不十分な対応】

小学生のとき担任教諭から継続的に性被害を受けていた方は、20 歳過ぎてカウンセリングを受け、そのカウンセラーから警察に相談に行ったらどうかと助言されます。そこで、担任教諭から当時届いた手紙をもって警察に行きますが、適切な対応を得られませんでした。

「（加害者からの）手紙を持って、親に言ってなかったの一人で県の警察に行きました。手紙は、捨てたかったのですが、将来何かの証拠になると思い取っておいたので。警察で話は聞いてもらいましたが、もう時効だからね、今後どうしたいわけではないんでしょ、という感じで。時効と言われれば警察に行ってもどうしようもないのは分

かっていましたが、言い出せるには時間がかかるものです、とは言ってきました。」

「手紙の中に（教師である前に人間だったと書いてあり）…それを見た警察の方は「その先生は本当にあなたのことが好きだったのね。」と言われました。私、別に好かれても嬉しくないですし、好きだからって何してもいいんですかと今なら言えるんですけど、その時は、「ああ、そうだったんですか」とがっかりして帰りました。」（S8）

この方は、被害にあった話を警察で真摯に受け止めてもらえたと感じることはできず、教育委員会とつながっているのではないかと疑念を抱きます。そして、時効があることについての理不尽さについても発言しています。

「教師をかばうイメージはありました。結局、教育委員会とつながっていると思いました。「また気を付けてみてください」だけで、じゃあ、その人を調べようとかの話は全くありませんでした。」

「…時効があるというのは、つらいです。言い出すことに時間がかかるのに、特に子どものときは理解もできていないのと思います。」（S8）

さらに、後年その教諭がまだ教員を続けていることを知り、怒りとともに自責の念を感じます。

「（教員を続けていることを知ったら）何かすごく心が乱れました。まだ教師をやっているんだと。」「怒りも当然ありますが…一番つらいのは、なぜ私はあのとき人に言わなかったんだろう、なぜ言えなかったんだろうと自分を責める気持ちの方が苦しかったです。」（S8）

児童生徒にわいせつ行為を行う教員の問題は、近年ようやく光が当たるようになりました。2021年5月には「教員による児童生徒性暴力防止法（わいせつ教員対策新法）」が成立し、2022年4月に施行されたところです。性被害が児童生徒に非常に大きな影響を長期にわたって及ぼし続けることを認識し、警察、学校、家庭、地域における適切な対応や連携、また時効の検討などが望まれます。

【二次被害：周りからの理解不足の言動によって傷ついた】

✓ 対応した相談員の言動が被害者の心情に寄り添っていない

この方は、警察に行く際の支援センターの相談員による付添支援について、つぎのように語っています。自分の気を紛らわすためだったかもしれないと述べていますが、相談員が被害者の様子をよく観察していればこうした言動は生じなかったといえます。

「（支援センターの方が）一緒に警察に来てくれたんですけど、なんだろう、私を気を紛らわそうとしているのかもしれないんですけど、（中略）…はしゃいでいる感じがすごいでしてしまって。（警察署の部屋について）なんかテレビドラマみたいだねとか、ドキドキするねみみたいな感じの、にこにこしながらずっとそんなのを、2人来てくれたんですけど、2人の方がずっとそんなにしゃべっていて。」「私が覚悟を決めてそこにいた気持ちと、その支援センターの方はどういう気持ちだったのか、全然私には伝わってないんですけど、そのはしゃいでいる感じがすごく嫌で。本当に、いなくていいですって言いたかったんですけど、支援センターの方が来れば警察の方、全然対応違うので、そばにいてくれるだけでいいやって思って、その日はやり過ごしたんです。」（S5）

また、この方は精神状態が悪いときに、支援センターに電話したところ、一方的に「しっかりしなさい」と言われ非難されたように感じています。相手の心理状態を考慮していない「説諭」はまさに二次被害といえます。支援センターは中長期にわたる支援を求められており、適切な対応をするための相談員の研修やスーパービジョン（指導・監督）体制を整備することが強く要請されます。

「・・・私がものすごい解離もひどかったりして、記憶が飛んだりとかもしょっちゅうあっていて、なんかすごいボロボロだったんですけど、ご飯も食べれなかったり仕事も行けなくてというときに、記憶がないときに、いつの間にか薬をいっぱい飲んでしまっていて事故にあいそうになったときがあって。そのときも、誰にもこんなひどい状態のことを相談できないし、どうしようって、またそうなったらどうしようとか、すごい不安で。（中略）支援センターに電話したら、「もう（OD）しないって約束して」とか「あなた、お母さんなんだよ。子どもたちがいるんだから、しっかりしなさい」とか、すごい責められて。PTSD や解離のことを理解されていなくて、そんなふうに言われて大変傷つきました。」（S5）

✓ 周囲からの理解不足のことばによって傷ついた

この方は、被害にはあったが命は助かったという点で周囲から理解不足の言葉をかけられたり、住まいに関することで傷つきを経験しています。外観は変化がないように見えても、心の中が傷ついていることについての理解が得られにくいことが分かります。

「周りの人が理解してくれてないというか、そういうのをすごく感じて、（中略）・・・言葉でしょうか、なんだろう、大丈夫だったからよかったとか、大丈夫っていうか命が大丈夫だったからよかった、みたいな感じとか。あとは、私は学校の寮に住まわせてもらったんですけど、（中略）そこにもう一回入れるなんてうらやましい、みたいな感じとか。あとは、（中略）・・・（住まいが2カ所あることについて）、2つも部屋があってすごくぜいたくだねみたいな感じとか、そこにいてうらやましいとか、何気なく言うてくるんでしょうけど、私としては、実際にすごくケガがひどくてとかそういう状況じゃないから、心の内なんて分からない。しかも経験してない人には全然想像もつかないことなんだろうなって思いながらも、いろんな言われることとかで傷つくことが多かったです。」（S3）

✓ 被害者への配慮のしすぎが負担になることもあった

この方は、職場での同僚のかかわりが「腫れ物に触られる」ようだったと感じ、負担だったと語っています。周囲のかかわりのむずかしさが示されていますが、遠巻きに見たり興味本位で接したりするのではなく、本人に「どんな関わりがよいか」直接尋ねることも二次被害を生まないための策の1つです。

「つらい時期に会社に行っていたときに、腫れ物に触られる感じがあるっていうのもあったんですけど。それは自分の被害妄想的な受け取り方をした部分もあったと思うんですけど・・・」「（職場で）配慮され過ぎても何か逆にそれがつらくというか、申し訳なくなっちゃうというか、そういうふうに感じて話がなかなかできなかったりとか、気持ちを出せないこともあったりするかなと思いました。」（S4）